

「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の 一部改正（案）に関するパブリックコメントの募集について

2024年9月17日
一般社団法人日本STO協会

1. 趣旨

令和6年改正金融商品取引法において、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム（PTS）運営業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業の登録により行えることとする制度（以下「登録PTS制度」という。）が創設された。

これを受け本協会では、「非上場有価証券等のPTS取引に関する検討会」（日本証券業協会と共管。以下「検討会」という。）において、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」について登録PTS制度に対応した見直しに係る検討を行ってきたところである。

今般、検討会における議論を踏まえ、登録PTS制度に対応した電子記録移転権利等のPTSにおける取引等に関する自主規制規則の整備として、「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 骨子

1. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の 一部改正

(1) 規則表題及び目的

本規則の対象に適用除外電子記録移転権利を含むこととしたことから、規則の表題及び目的の電子記録移転権利を電子記録移転権利等とした。

（規則表題、第1条）

(2) 定義

① 本規則の対象としていなかった適用除外電子記録移転権利について、自社顧客型登録PTS運営業務の対象とするため、定義に追加する。

（第2条第1項第2号）

- ② 本規則の対象に登録 PTS を追加することから、従来の PTS 及び関連定義を「認可 PTS」とし、認可 PTS 銘柄取引の定義を新設する。

(第 2 条第 1 項第 3 号から第 5 号、第 7 号から第 10 号)

- ③ 金商法第 30 条第 1 項ただし書きにより、金商法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為を業として行うに際し認可を要せずに運営する私設取引システムを登録 PTS と新たに定義し、認可 PTS 同様、登録 PTS に関連する定義を新設する。

(第 2 条第 1 項第 11 号から第 18 号)

- ④ 登録 PTS 運營業務のうち、登録 PTS 取引正会員の顧客を対象として行うもの又は登録 PTS 取引正会員の顧客及び登録 PTS 運営正会員の顧客を対象として行うものを「取次型登録 PTS 運營業務」と定義する。(第 2 条第 1 項第 19 号)

- ⑤ 登録 PTS 運營業務のうち、登録 PTS 運営正会員の顧客のみを対象として行うものを「自社顧客型登録 PTS 運營業務」と定義する。(第 2 条第 1 項第 20 号)

- ⑥ 発行会社を認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の発行会社と定義する。

(第 2 条第 1 項第 21 号)

(3) 法令順守

法令順守の対象を、私設取引システムによる電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の取引とした。(第 3 条)

(4) 社内規則の制定等

- ① 登録 PTS 運営正会員が登録 PTS 運營業務を行うに当たり作成する社内規則において定めるべき事項を規定する。(第 4 条の 2 第 1 項)

- ② 登録 PTS 取引正会員は、登録 PTS 取引業務を行うに当たり、登録 PTS 運営正会員が社内規則で定める事項を遵守しなければならないこととする。

(第 4 条の 2 第 2 項)

(5) 業務内容の公表等

登録 PTS 運営正会員は、自社が行う登録 PTS 運營業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法により公表

を行わなければならないこととする（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が顧客に説明を行う場合を除く。）。（第 5 条）

(6) 登録 PTS 銘柄の適正性審査

登録 PTS 運営正会員が電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の適正性について審査を行うこととし、審査しなければならない事項について定める。（第 6 条の 2）

(7) 発行体との契約締結

登録 PTS 運営正会員が電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に、当該電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の発行体との間で契約しなければならない事項について定める。（第 7 条第 2 項）

(8) 発行体による適時の情報提供

- ① 発行体が登録 PTS 運営正会員へ適時の情報提供をすべき事項として、登録 PTS 運営正会員が発行体との契約で規定しなければならない事項について定める。（第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項）
- ② 登録 PTS 運営正会員は発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに公衆の縦覧に供しなければならないこととする（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が顧客に情報提供した場合を除く。）。（第 8 条の 2 第 3 項）
- ③ 登録 PTS 運営正会員は公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めることとする。（第 8 条の 2 第 4 項）

(9) 価格情報の公表等

- ① 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員における価格情報の公表義務及び公表方法並びに登録 PTS 取引正会員への約定価格等提供のための態

勢整備義務について規定する。 (第9条の2第1項、第2項)

- ② 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員及び登録PTS取引正会員における顧客への約定価格等提供のための態勢整備義務について規定する。 (第9条の2第3項)

(10) 不公正取引等の防止

登録PTS取引正会員は、登録PTS取引業務を行うに当たり、不公正取引等を防止する態勢を整備しなければならないこととする。 (第10条)

(11) 売買審査の実施

① 登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄の取引について、社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならないこととする。 (第11条第1項)

② 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当するおそれがあると認識した場合等には、登録PTS取引正会員への注意喚起等の措置を講じなければならないこととする。

(第11条第2項)

③ 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS正運営会員が売買審査を行った結果、不公正取引等に該当するおそれがあると認識した場合等には、社内規則に基づき適切な措置を講じなければならないこととする。 (第11条第3項)

(12) 売買停止措置

登録PTS運営正会員は、社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならないこととする。 (第12条)

(13) 上場有価証券等との誤認防止措置

① 登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならないこととする(自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が顧客に説明を行う場合を除く。)。 (第13条第3項)

- ② 登録PTS取引正会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならないこととする。

(第13条第3項)

(14) 取引公正性の確保

認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、顧客との間で認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならないこととする。

(第14条)

(15) 登録PTS運営正会員に対する準用

登録PTS運營業務のうち、登録PTS取引正会員による媒介等が行われない取引を行う登録PTS運営正会員に付いての準用規定を定める。

(第15条)

(16) その他

その他所要の改正を行う。

3. 施行の時期

この改正は、令和6年5月22日公布「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の附則第1条第2号「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：2024年9月17日（火）から10月16日（水）17：00まで（必着）
② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目1番8号

一般社団法人日本STO協会 自主規制企画・業務部 宛

専用フォームの場合：<https://forms.office.com/r/tka9ybfdCx>

(2) 意見の記入要領

件名を『私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則』の一部改正（案）に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名＊
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）＊
- ③ 会社名・所属（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所＊
- ⑤ 意見＊
- ⑥ 理由＊

＊の付された項目は、記載を必須とします。

本件に関するお問合せ先：

一般社団法人日本STO協会 自主規制企画・業務部（info@jstoa.or.jp）

以 上

**「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」の
一部改正（案）について**

2024年9月17日
一般社団法人日本STO協会

改 正 案	現 行
<p>(目 的) 第 1 条 この規則は、正会員が運営する私設取引システムにおける電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の取引に関し必要な事項を定めることにより、<u>当該取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び電子記録移転権利等に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。</u></p> <p>(定 義) 第 2 条 (現行どおり) 1 (現行どおり) 2 <u>適用除外電子記録移転権利</u> <u>定款第 3 条第 2 号に規定する適用除外電子記録移転権利をいう。</u> 3 <u>認可 PTS</u> <u>電子記録移転権利について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 30 条第 1 項本文により、金商法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けて運営する私設取引システム（同法第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為（同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。）による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。）をいう。</u> 4 <u>認可 PTS 銘柄</u> 電子記録移転権利（金融商品取引法施行令第 2 条の 13 第 8 号から第 12 号に規定する電子記録移転権利に限る。）のうち、正会員が自ら開設する認可 PTS における取引の対象とするものをいう。 5 <u>認可 PTS 銘柄取引</u></p>	<p>第 1 条 この規則は、正会員が運営する私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引に関し必要な事項を定めることにより、<u>電子記録移転権利の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び電子記録移転権利に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。</u></p> <p>(定 義) 第 2 条 (省 略) 1 (省 略) (新 設) (新 設) 2 PTS 銘柄 電子記録移転権利（金融商品取引法施行令第 2 条の 13 第 8 号から第 12 号に規定する電子記録移転権利に限る。）のうち、正会員が自ら開設する<u>私設取引システム（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 8 項第 10 号に掲げる行為（同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。）による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。）</u>における取引の対象とするものをいう。 (新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>私設取引システムにおいて行われる認可PTS銘柄の売買をいう。</u></p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>7 <u>認可PTS運営業務</u> 正会員が自ら開設する<u>認可PTS</u>において<u>認可PTS銘柄取引</u>又はその媒介等を行う業務をいう。</p> <p>8 <u>認可PTS取引業務</u> 正会員が他の正会員の開設する<u>認可PTS</u>において<u>認可PTS銘柄取引</u>若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。</p> <p>9 <u>認可PTS運営正会員</u> 私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、<u>認可PTS運営業務</u>を行う正会員をいう。</p> <p>10 <u>認可PTS取引正会員</u> <u>認可PTS取引業務</u>を行う正会員をいう。</p> <p>11 <u>登録PTS</u> <u>金商法第30条第1項ただし書により、同法第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けずに運営する私設取引システムをいう。</u></p> <p>12 <u>登録PTS銘柄</u> <u>電子記録移転権利（ただし、正会員が第20号で規定する自社顧客型登録PTS運営業務を行う場合に限り、当該自社顧客型登録PTS運営業務においては電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利とする。）のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券であって、正会員が自ら開設する登録PTSにおける取引の対象とするものをいう。</u></p> <p>13 <u>公募登録PTS銘柄</u> <u>登録PTS銘柄のうち、金商法第4条第7項各号に掲げる開示が行われている場合に該当するものをいう。</u></p>	<p>3 媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。</p> <p>4 PTS運営業務 正会員が自ら開設する<u>私設取引システム</u>においてPTS銘柄の<u>売買</u>又はその媒介等を行う業務をいう。</p> <p>5 PTS取引業務 正会員が他の正会員の開設する<u>私設取引システム</u>においてPTS銘柄の<u>売買</u>若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。</p> <p>6 PTS運営正会員 私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、PTS運営業務を行う正会員をいう。</p> <p>7 PTS取引正会員 PTS取引業務を行う正会員をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p>14 <u>登録PTS 銘柄取引</u> <u>登録PTS において行われる登録PTS</u> <u>銘柄の売買をいう。</u></p>	(新 設)
<p>15 <u>登録PTS 運営業務</u> <u>正会員が自ら開設する登録PTS にお</u> <u>いて登録PTS 銘柄取引又はその媒介等</u> <u>を行う業務をいう。</u></p>	(新 設)
<p>16 <u>登録PTS 取引業務</u> <u>正会員が他の正会員の開設する登録</u> <u>PTS において登録PTS 銘柄取引若しくは</u> <u>その媒介等を行う業務又は当該媒介等</u> <u>の委託の取次ぎを行う業務をいう。</u></p>	(新 設)
<p>17 <u>登録PTS 運営正会員</u> <u>登録PTS 運営業務を行う正会員をい</u> <u>う。</u></p>	(新 設)
<p>18 <u>登録PTS 取引正会員</u> <u>登録PTS 取引業務を行う正会員をい</u> <u>う。</u></p>	(新 設)
<p>19 <u>取次型登録PTS 運営業務</u> <u>登録PTS 運営業務のうち、登録PTS</u> <u>取引正会員の顧客を対象として行うも</u> <u>の又は登録PTS 取引正会員の顧客及び</u> <u>登録PTS 運営正会員の顧客を対象とし</u> <u>て行うものをいう。</u></p>	(新 設)
<p>20 <u>自社顧客型登録PTS 運営業務</u> <u>登録PTS 運営業務のうち、登録PTS</u> <u>運営正会員の顧客のみを対象として行</u> <u>うものをいう。</u></p>	(新 設)
<p>21 発行体 <u>認可PTS 銘柄又は登録PTS 銘柄の発</u> <u>行者（金商法第2条第5項に規定する</u> <u>「発行者」をいう。）をいう。</u></p>	<p>8 発行体 PTS 銘柄の発行者（金商法第2条第5 項に規定する「発行者」をいう。）をい う。</p>
<p>(法令等の遵守) 第3条 正会員は、<u>私設取引システムに</u> <u>よる電子記録移転権利及び適用除外電子</u> <u>記録移転権利の取引を行うに当たって</u> <u>は、この規則によるほか、金商法その他</u> <u>関係法令、諸規則を遵守しなければならない。</u></p>	<p>(法令等の遵守) 第3条 正会員は、<u>PTS 運営業務又はPTS</u> <u>取引業務を行うに当たっては、この規則</u> <u>によるほか、金商法その他関係法令、諸</u> <u>規則を遵守しなければならない。</u></p>
<p>(認可PTS 運営会員における社内規則の制 定等) 第4条 <u>認可PTS 運営正会員は、認可</u> <u>PTS 運営業務を行うに当たり、次の各号</u></p>	<p>(社内規則の制定等) 第4条 PTS 運営正会員は、PTS 運営業務 を行うに当たり、次の各号に掲げる事項</p>

改 正 案	現 行
<p>に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。</p> <p>1 <u>認可</u>PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</p> <p>2 <u>認可</u>PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p>7 発行体への措置及び<u>認可</u>PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</p> <p>8・9 (現行どおり)</p> <p>10 <u>認可</u>PTS 取引正会員に遵守させるべき事項</p> <p>2 <u>認可</u>PTS 取引正会員は、<u>認可</u>PTS 取引業務を行うに当たり、<u>認可</u>PTS 運営正会員が前項第 10 号に基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>(登録 PTS 運営正会員における社内規則の制定等)</p> <p>第 4 条の 2 <u>登録 PTS 運営正会員は、登録 PTS 運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。</u></p> <p>1 <u>取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員</u> <u>取次型登録 PTS 運営業務に係る以下の事項</u></p> <p>イ <u>登録 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</u></p> <p>ロ <u>登録 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</u></p> <p>ハ <u>発行体との契約に関する事項</u></p> <p>ニ <u>適時の情報提供に関する事項</u></p> <p>ホ <u>売買審査の実施に関する事項</u></p> <p>ヘ <u>価格情報の公表等に関する事項</u></p> <p>ト <u>発行体への措置及び登録 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</u></p> <p>チ <u>受渡決済に関する事項</u></p> <p>リ <u>上場有価証券及び認可 PTS 銘柄との誤認防止措置に関する事項</u></p> <p>ヌ <u>登録 PTS 取引正会員に遵守させるべき事項</u></p> <p>2 <u>自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員</u> <u>自社顧客型登録 PTS 運営業務に係る以下の事項 (ただ</u></p>	<p>を定めた社内規則を作成しなければならない。</p> <p>1 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</p> <p>2 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>7 発行体への措置及びPTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</p> <p>8・9 (省 略)</p> <p>10 PTS 取引正会員に遵守させるべき事項</p> <p>2 PTS 取引正会員は、PTS 取引業務を行うに当たり、PTS 運営正会員が前項第 10 号に基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>し、公募登録 PTS 銘柄を取り扱う場合、ハ、ニ及びトは除く。)</u></p> <p><u>イ 登録 PTS 銘柄の適正性の審査に関する事項</u></p> <p><u>ロ 登録 PTS 銘柄の取扱廃止基準に関する事項</u></p> <p><u>ハ 発行体との契約に関する事項</u></p> <p><u>ニ 適時の情報提供に関する事項</u></p> <p><u>ホ 売買審査の実施に関する事項</u></p> <p><u>ヘ 価格情報の提供等に関する事項</u></p> <p><u>ト 発行体への措置に関する事項</u></p> <p><u>チ 登録 PTS 銘柄の売買停止措置等に関する事項</u></p> <p><u>リ 受渡決済に関する事項</u></p> <p><u>ヌ 上場有価証券及び認可 PTS 銘柄との誤認防止措置に関する事項</u></p> <p>2 <u>登録 PTS 取引正会員は、登録 PTS 取引業務を行うに当たり、登録 PTS 運営正会員が前項第 1 号ヌに基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(業務内容の公表等)</p> <p>第 5 条 <u>認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員は、自社が行う認可 PTS 運営業務又は登録 PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が自社が行う自社顧客型登録 PTS 運営業務の内容について、登録 PTS 銘柄取引を行う顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。</u></p> <p>(認可 PTS 銘柄の適正性審査)</p> <p>第 6 条 <u>認可 PTS 運営正会員は、電子記録移転権利（金融商品取引法施行令第 2 条の 13 第 8 号から第 12 号に規定する電子記録移転権利に限る。以下本条及び第 7 条第 1 項において同じ。）を新たに認可 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の適正性について、次の各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</u></p>	<p>(業務内容の公表)</p> <p>第 5 条 PTS 運営正会員は、自社が行う PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。</p> <p>(PTS 銘柄の適正性審査)</p> <p>第 6 条 PTS 運営正会員は、電子記録移転権利を新たに PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の適正性について、次の各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>1～8 (現行どおり)</p> <p>9 その他投資者保護の観点から認可 PTS 運営正会員が必要と認める事項</p> <p>(登録 PTS 銘柄の適正性審査)</p> <p>第 6 条の 2 登録 PTS 運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利 (金商法第 30 条第 1 項第 4 号に掲げる有価証券に該当する場合に限る。以下本条及び第 7 条第 2 項において同じ。)を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利の適正性について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産の流動化のスキームの合理性、適切性 2 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 3 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況 4 発行体及び運用会社等の財務状況 5 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出を適正に行うための態勢整備の状況 (発行体が第 6 条第 1 項第 1 号に該当する者である場合に限る。) 6 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を行うための態勢整備の状況 (自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が電子記録移転権利を公募登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。) 7 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと 8 当該電子記録移又は適用除外電子記録移転権利の権利移転に関する事項 9 その他投資者保護の観点から登録 PTS 運営正会員が必要と認める事項 <p>(発行体との契約締結)</p> <p>第 7 条 認可 PTS 運営正会員は、電子記録移転権利を新たに認可 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移</p>	<p>1～8 (省 略)</p> <p>9 その他投資者保護の観点から PTS 運営正会員が必要と認める事項</p> <p>(新 設)</p> <p>(発行体との契約締結)</p> <p>第 7 条 PTS 運営正会員は、電子記録移転権利を新たに PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の</p>

改 正 案	現 行
<p>転権利の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発行体による認可PTS 運営正会員への適時の情報提供に関する事項 2 (現行どおり) 3 発行体による認可PTS 運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項 4 発行体による認可PTS 運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨 5 前各号に掲げる事項のほか、認可PTS 運営正会員の定める規則を遵守する旨 <p>2 <u>登録PTS 運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利を新たに登録PTS 銘柄に追加する場合（自社顧客型登録PTS 運営業務を行う登録PTS 運営正会員が電子記録移転権利を公募登録PTS 銘柄に追加する場合を除く。）には、あらかじめ、当該電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>発行体による登録PTS 運営正会員への適時の情報提供に関する事項</u> 2 <u>発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項（適用除外電子記録移転権利を登録PTS 銘柄に追加する場合を除く。）</u> 3 <u>発行体による登録PTS 運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項</u> 4 <u>発行体による登録PTS 運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨</u> 5 <u>前各号に掲げる事項のほか、登録PTS 運営正会員の定める規則を遵守する旨</u> 	<p>発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発行体によるPTS 運営正会員への適時の情報提供に関する事項 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表に関する事項 3 発行体によるPTS 運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項 4 発行体によるPTS 運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨 5 前各号に掲げる事項のほか、PTS 運営正会員の定める規則を遵守する旨 (新 設)

改 正 案	現 行
<p>(認可 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供)</p> <p>第 8 条 認可 PTS 運営正会員は、前条第 1 項の契約において、同項第 1 号により定める発行体による認可 PTS 運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から認可 PTS 運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p> <p>イ 認可 PTS 銘柄について、金商法第 24 条の 5 第 4 項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合</p> <p>ロ (現行どおり)</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合の他、認可 PTS 運営正会員が必要と認める場合</p> <p>2 発行体から認可 PTS 運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 前号ハに該当する場合、認可 PTS 運営正会員が必要と認める事項</p> <p>3 発行体の認可 PTS 運営正会員に対する情報提供の期限</p> <p>2 認可 PTS 運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 認可 PTS 運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。</p> <p>(登録 PTS 銘柄の発行体による適時の情報提供)</p> <p>第 8 条の 2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員は、第 7 条第 2 項の契約において、同項第 1 号により定める発行体による登録 PTS 運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から登録 PTS 運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p>	<p>(発行体による適時の情報提供)</p> <p>第 8 条 PTS 運営正会員は、前条の契約において、同条第 1 号により定める発行体による PTS 運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から PTS 運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p> <p>イ PTS 銘柄について、金商法第 24 条の 5 第 4 項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合の他、PTS 運営正会員が必要と認める場合</p> <p>2 発行体から PTS 運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ 前号ハに該当する場合、PTS 運営正会員が必要と認める事項</p> <p>3 発行体の PTS 運営正会員への情報提供の期限</p> <p>2 PTS 運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>3 PTS 運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>イ 登録PTS銘柄について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合</u></p> <p><u>ロ 登録PTS銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合</u></p> <p><u>ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）</u></p> <p><u>ニ イからハに掲げる場合の他、登録PTS運営正会員が必要と認める場合</u></p> <p><u>2 発行体から登録PTS運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項</u></p> <p><u>ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容</u></p> <p><u>ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容</u></p> <p><u>ニ 前号ニに該当する場合、登録PTS運営会員が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 発行体の登録PTS運営正会員に対する情報提供の期限</u></p> <p><u>2 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、当該自社顧客型登録PTS運営業務における第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</u></p> <p><u>1 発行体から登録PTS運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 登録PTS銘柄について公表等を行った特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合</u></p> <p><u>ロ イに掲げる場合の他、登録PTS運営正会員が必要と認める場合</u></p> <p><u>2 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項</u></p>	<p></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容</u></p> <p><u>ロ 前号ロに該当する場合、登録PTS運営正会員が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 発行体の登録PTS運営正会員に対する情報提供の期限</u></p> <p>3 <u>登録PTS運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が、当該自社顧客型登録PTS運営業務に係る顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。</u></p> <p>4 <u>登録PTS運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>(認可PTS銘柄の価格情報の公表等)</p> <p>第9条 <u>認可PTS運営正会員は、認可PTS銘柄の約定価格、最終気配（認可PTS運営正会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</u></p> <p>2 <u>認可PTS運営正会員は、認可PTS取引正会員より認可PTS銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p> <p>3 <u>認可PTS取引正会員は、顧客より認可PTS銘柄（当該認可PTS取引正会員が行う認可PTS取引業務により取引されるものに限る。次条及び第13条第2項において同じ。）の約定価格等の提供を求められ</u></p>	<p>(価格情報の公表等)</p> <p>第9条 PTS運営正会員は、PTS銘柄の約定価格、最終気配（PTS運営正会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</p> <p>2 PTS運営正会員は、PTS取引正会員よりPTS銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</p> <p>3 PTS取引正会員は、顧客よりPTS銘柄（当該PTS取引正会員が行うPTS取引業務により取引されるものに限る。次条及び第13条第2項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速</p>

改 正 案	現 行
<p>た場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</p>	<p>やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</p>
<p>(登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等)</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 9 条の 2 <u>取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員は、登録 PTS 銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>取次型登録 PTS 業務を行う登録 PTS 運営正会員は、登録 PTS 取引正会員より登録 PTS 銘柄の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>3 <u>自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員及び登録 PTS 取引正会員は、顧客より登録 PTS 銘柄（当該登録 PTS 運営会員が行う当該自社顧客型登録 PTS 運営業務又は当該登録 PTS 取引正会員が行う登録 PTS 取引業務により取引されるものに限る。次条及び第 13 条第 3 項及び第 4 項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(不公正取引等の防止)</p>	<p>(不公正取引の防止)</p>
<p>第 10 条 <u>認可 PTS 取引正会員及び登録 PTS 取引正会員は、認可 PTS 取引業務又は登録 PTS 取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。</u></p>	<p>第 10 条 PTS 取引正会員は、PTS 取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。</p>
<p>(削 る)</p>	
<p>1 偽装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引</p> <p>2 <u>認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を偽装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順</u></p>	<p>1 <u>PTS 銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引</u></p> <p>2 偽装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引</p> <p>3 PTS 銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を偽装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価</p>

改 正 案	現 行
<p>次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引</p> <p>3 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引</p> <p>2 前項各号に掲げる不公正取引のほか、<u>認可PTS取引正会員及び登録PTS取引正会員は、認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引を防止する態勢を整備しなければならない。</u></p> <p>(売買審査の実施)</p> <p>第11条 <u>認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引について、第4条第1項第5号又は第4条の2第1項第1号ホ若しくは同項第2号ホにより定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>認可PTS運営正会員又は取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等（前条第1項各号及び第2項に掲げる取引のほか、当該認可PTS運営正会員又は登録PTS運営正会員が不公正取引等と認める取引をいう。以下同じ。）に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行った認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員との間で行う認可PTS運営業務又は登録PTS運営業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 <u>自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、第1項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、第4条の</u></p>	<p>格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引</p> <p>4 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引</p> <p>(新 設)</p> <p>(売買審査の実施)</p> <p>第11条 PTS運営正会員は、PTS銘柄の取引について、第4条第1項第5号により定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。</p> <p>2 PTS運営正会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引（前条各号に掲げる取引のほか、当該PTS運営正会員が不公正取引と認める取引をいう。）に該当する又は不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行ったPTS取引正会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該PTS取引正会員との間で行うPTS運営業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>2 第 1 項第 2 号ホにより定めた社内規則に基づき適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(売買停止措置) 第 12 条 <u>認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員は、第 4 条第 1 項第 7 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ト若しくは同項第 2 号チにより定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。</u></p> <p>(上場有価証券等との誤認防止措置) 第 13 条 <u>認可 PTS 運営正会員は、認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。</u> 2 <u>認可 PTS 取引正会員は、認可 PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。</u> 3 <u>登録 PTS 運営正会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び認可 PTS 銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営正会員が、当該自社顧客型登録 PTS 運営業務に係る顧客に対して説明を行った場合はこの限りでない。</u> 4 <u>登録 PTS 取引正会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び認可 PTS 銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。</u></p> <p>(取引公正性の確保) 第 14 条 <u>認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員は、顧客との間で認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。</u></p> <p>(PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員に対する準用) 第 15 条 <u>第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 第 3 項及び第 10 条の規定は、認可 PTS 運営業</u></p>	<p>(売買停止措置) 第 12 条 PTS 運営正会員は、第 4 条第 1 項第 7 号により定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。</p> <p>(上場有価証券との誤認防止措置) 第 13 条 PTS 運営正会員は、PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。 2 PTS 取引正会員は、PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(PTS 運営正会員に対する準用) 第 14 条 第 9 条第 3 項、第 10 条の規定は、PTS 運営正会員が行う PTS 運営業務</p>

改 正 案	現 行
<p>務又は登録PTS運營業務のうち、認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員による媒介等が行われない取引を行う認可PTS運営正会員又は登録PTS運営正会員について準用する。この場合において、これらの規定中「認可PTS取引正会員」又は「登録PTS取引正会員」とあるのは「認可PTS運営正会員」又は「登録PTS運営正会員」と、「認可PTS取引業務」又は「登録PTS取引業務」とあるのは「認可PTS運營業務」又は「登録PTS運營業務」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和6年5月22日公布「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の附則第1条第2号「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行する。</p>	<p>のうち、PTS取引正会員による媒介等が行われない取引について準用する。この場合において、これらの規定中「PTS取引正会員」とあるのは「PTS運営正会員」と、「PTS取引業務」とあるのは「PTS運營業務」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>